情報通信行政・郵政行政審議会　電気通信事業部会
市場検証委員会（第 14 回）議事概要

１　日時：令和８年 11 月 11 日（水）～16 日（月）（４営業日）

２　開催方法：資料送付及び回答いずれもメール形式

３　参加者：

・構成員（五十音順）

大橋主査、浅川委員、田平委員、林委員、矢入委員、荒牧専門委員、高口専門委員、佐藤専門委員、竹房専門委員、中尾専門委員、西村専門委員、宮田専門委員

４　配付資料：

・議事次第（市場検証委員会第 14 回）
〇資料 14-１：「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」改定案　報告書（案）
〇資料 14-２：（別紙Ⅰ）「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（改定案）」に対する意見及び意見に対する考え方
〇資料 14-３：（別紙Ⅱ）「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」改定案　新旧対照表
・参考資料１：「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」改定案　諮問時資料
・参考資料２：「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」改定案（溶け込み版）

５　議題

「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」改定案【諮問第 3221 号】

６　内容

「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」改定案について審議を行った。全ての構成員から、資料 14-1、資料 14-2 及び資料 14-3 について賛同する旨があった。

その上で、林委員より今後の検証方法について以下のとおり意見があった。

【林委員】

これまで法人向けサービス市場に関しては、前身の市場検証会議において、2020 年以降、IoT 向けサービスに関する非公開の事業者ヒアリングをはじめ、NTT ドコモによる NTT コミュニケーションズの完全子会社化等を端緒として、同市場の実態把握を中心とした

ヒアリングや分析が実施されてきた。2025 年に市場検証委員会へと引き継がれて以降は、NTT データの完全子会社化や NTT 東西の活用業務要望等に対応する形で、同市場に係る議論が重ねられてきたと認識している。

今般、こうした経緯を踏まえ、法人向けサービス市場に係る実施方針の改定案が、単なる実態把握にとどまらず、競争状況を的確に把握するための方向性を示すものとなっている点は、分析を一層深化させる観点から高く評価できる。

他方、本方針「３（２）②」に示される法人向けサービス市場については、本方針「４（３）③（NTT グループの組織再編に係る対応等）」および「④（NTT 東西の活用業務の検証）」とも密接に関連している。
例えば、前者については、意見 2-1-③-2 において、KDDI より NTT データ及び NTT ドコモビジネスの連携に係る公正競争上の懸念が指摘されていることを踏まえ、「法人市場の検証の中で、関係事業者の協力を得て検証を深めていく」との考えが示されている。
また、後者に関しては、意見 2-1-④-2 および④-3 において、楽天モバイルおよび KDDI より、今般の NTT 東西の活用業務（モバイルソリューション）に対する慎重意見が表明されており、これに対し「市場検証委員会において議論を行っているところ」との見解が示されている。

いずれも法人向けサービス市場を対象として市場検証委員会で議論すべきテーマであるが、これらを画一的に法人向けサービス市場として扱うのではなく、両者の性質の違いに留意する必要がある。
例えば、前者は主に固定系を利用する金融・中央官庁や大企業の既存業務システムであり、後者は自治体・地場企業を対象とする無線系の IoT ソリューションであると整理でき、両者は異なる市場領域と捉えることが適当である。

また、意見 1-1-3 および意見 2-1-④-3 において、ソフトバンクおよび KDDI から「顧客基盤の強み」が指摘されている。これは、令和 7 年度評価レポート P29 ページの「４．法人向けサービス市場（１）調査の結果」における、「調達に関して相談した企業から実際の調達先が選ばれる割合が高い結果となっており、調達に関する相談相手に選ばれることが重要であることがうかがえる」との調査結果とも整合するものである。
これらの点を勘案すると、法人向けにおける競争力は、顧客接点に係る「提案機会を得る力」と、ソリューションや通信等の実装能力に係る「実際に受注・導入する力」の 2 段階に切り分けて捉えることが可能である。

したがって、法人向けサービス市場における競争状況を正確に把握するためには、同市

場を一律に捉えるのではなく、顧客の属性や領域等に応じて細分化することが不可欠である。例えば、民間企業（大企業・中小企業）と自治体を区分した上で、領域ごとの相談先等に関するアンケート調査を実施することも有効な手法の一つと考えられる。
なお、上記の意見は、これまでの議論、今回の意見募集の結果および方針改定案に基づくものであるため、実態に即したより正確な検証を行う上では、事業者ヒアリング等を通じて各社の見解を直接聴取することも有効であると考える。

この結果について、令和８年 11 月 18 日（水）開催の情報通信行政・郵政行政審議会　電気通信事業部会（第 175 回）において報告することとなった。

（以　上）